

# 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会職員募集案内

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会では、職員採用試験を次のとおり行います。

## 1 募集人員

正職員 若干名

本会において、経理・財務事務、地域福祉活動を推進するための相談援助業務、介護保険事業などの業務に従事します。

## 2 受験資格

(1) 本会事務所に通勤可能な者で普通免許保持者

(2) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、(准)看護師いずれかの有資格者とし、今年度に当該資格を受験する者を含みます。

(3) ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません

ア 日本国籍を有しない方

イ 成年被後見人及び被保佐人

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

## 3 試験の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年9月29日(日) 受付 午前8時30分から8時50分  
一次試験 午前9時00分から  
二次試験 午前10時15分から

場 所 志布志市健康ふれあいプラザ

## 4 試験の方法及び内容

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験終了後引き続き行います。

(1) 第一次試験

作文試験 表現力、ものの見方、考え方及び文章構成力等についての筆記試験で、時間は1時間とします。

(2) 第二次試験

面接試験 人柄等について面接します。

## 5 採用後の条件

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会職員就業規則に基づきます。

## 6 採用後の職務の内容

本会法人運営事業または、介護保険等事業の業務。

## 7 受験手続

(1) 受験申込書の請求

ア 直接受領する場合

本所事務局に準備してありますので、直接受領してください。

イ 郵便で請求する場合

封書の表に「職員採用試験履歴書兼申込書希望」と朱書きし、送付を希望する場所の郵便番号、宛名、氏名等を明記した返信用封筒（角型2号A4サイズ）に切手を添付して同封のうえ、本所事務局まで請求してください。

ウ インターネットで受領する場合

本会ホームページにアクセスのうえ、職員採用試験履歴書兼申込書をダウンロードして申込をしてください。

志布志市社会福祉協議会ホームページURL <https://shibushi-syakyo.jp>

(2) 応募方法

「職員採用試験履歴書兼申込書」に必要事項を正確に記入し、次の書類を添付して、本所事務局に提出してください。

ア 最終学歴の卒業証明書（専修学校等の場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号に基づく最終学歴の証明書も必要です。）（卒業証書の写しでも可）

イ 写真（縦4cm×横3cm）1枚（職員採用試験履歴書兼申込書に貼付）

ウ 本募集案内の「2 受験資格」の「(2)」の資格証の写し

採用試験において取得した個人情報、採用に関する事務以外の目的では使用しません。

(3) 受付期間

令和6年8月19日（月）から令和6年9月20日（金）まで。

直接持参される場合は日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 提出先及び試験に関する問い合わせ先

〒899-7103 鹿児島県志布志市志布志町志布志 3222-1

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会 本所事務局（志布志市健康ふれあいプラザ内）

担当：総務課 中曲瀬（なかまがせ）

電話 099-472-1800 / 099-473-0294 fax099-472-1593

8 合格発表

第一次試験及び第二次試験の結果に基づいて令和6年10月8日（火）に合格者を決定し、合否を受験者全員に文書で通知します。

合格者は、採用候補者名簿に登載し、必要に応じて順次採用します。ただし、採用候補者としての資格は、決定後、1年で効力を失います。なお、受験資格がない場合や虚偽の記載が判明した場合には、合格は取り消しになります。

9 合格から採用まで

原則として、令和7年4月1日（火）付けにて採用します。就業規則により採用から6か月間は試用期間となります。就業規則違反等があれば解雇となる場合があります。

10 給与

採用後は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会職員給与規程に基づき支給されます。

給与のほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当、期末勤勉手当等がそれぞれ手当支給条件に応じて支給されます。